

**重要**

別添「誓約書」も必ず提出してください。

理事長	常務理事	事務長	担当

## 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

◎記入方法は別紙「記入例」をご覧ください。

①	被保険者証の 記号および番号	記号	番号	
②	申出者の生年月日	昭和・平成	年	月 日
③	申出者の氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	印
④	性別	男・女		
⑤	申出者の住所	〒 — (フリガナ)	都府 道 県	
⑥	電話番号	( )		
⑦	被扶養者の有無	有・無	「有」の場合は、下記の「健康保険 被扶養者届【資格取得時】」を記入してください。	
⑧	勤務していた等 事業所名称	事業所名称		
		事業所所在地		
		資格喪失年月日 (退職日の翌日)	平成	年 月 日
⑨	保険料の納付方法	保険料の納付方法について、次のいずれか一つに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。 <input type="checkbox"/> 毎月納付 <input type="checkbox"/> 6カ月前納 <input type="checkbox"/> 12カ月前納 <small>※「6カ月前納」および「12カ月前納」を希望された場合、資格取得年月日(上記⑧欄の資格喪失年月日)の属する月の月末までに前納保険料を納付していただく必要があります。</small>		

## 健康保険 被扶養者届【資格取得時】

- ・任意継続被保険者の資格取得時に、被扶養者となられる方について記入してください。
- ・資格取得日の翌日以降に被扶養者となられる方は、別途「被扶養者(異動)届」を提出してください。

被 扶 養 者 欄	⑩ 被扶養者の氏名	⑪ 被扶養者の生年月日	⑫ 性別	⑬ 続柄	⑭ 職業	⑮ 年間収入	⑯ 同居別居の別
	(フリガナ)	昭和・平成	年 月 日	男・女			万円
(フリガナ)	昭和・平成	年 月 日	男・女			万円	同居・別居
(フリガナ)	昭和・平成	年 月 日	男・女			万円	同居・別居
(フリガナ)	昭和・平成	年 月 日	男・女			万円	同居・別居

⑰ 扶養に関する申立欄	
※ 添付書類が提出できない事情がある場合は、その理由を記入してください。	上記の事実と相違ありません。 資格取得申出者氏名 印

⑱ 配偶者が申出者の扶養とならないときは、その配偶者の年間収入を記入してください。	万円
---	----

受付目付印

# 重 要

## 誓 約 書

健康保険任意継続被保険者の資格取得に際し、下記事項について遵守します。

### 記

1. 資格喪失の際は、健康保険被保険者証をすみやかに返却します。
2. 特定健康診査を「特定健診受診券」の有効期限内に、必ず受診いたします。  
\* 当該年度 40 歳以上 75 歳未満の被保険者及び被扶養者の方

保険者は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、当該年度 40 歳以上 75 歳未満の被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされています。

国が示す指針においては、平成 25 年度から「特定健康診査の実施率」「特定保健指導の実施率」によって、後期高齢者支援金を増額または減額されることとなります。

医療機関に従事されていた職員としての義務意識を是非お持ちいただき、必ず「特定健康診査」をお受けいただきますようお願いいたします。

\* 同年度内で、一般被保険者・被扶養者時に受診済の方は、対象外です。

平成 年 月 日

〒 -

住 所

連絡先

被保険者氏名

雪の聖母会健康保険組合 理事長 殿

# 任意継続被保険者について

## 1. 任意継続の加入期間

・任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、任意継続の資格を喪失することとなります。

### <資格を喪失する場合>

- (1) 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
- (2) 就職等により、健康保険等の被保険者となった場合
- (3) 被保険者の方が亡くなられた場合
- (4) 被保険者の方が後期高齢者医療制度に加入された場合

※「国民健康保険に加入する」や「ご家族の健康保険の扶養に入る」などの理由で資格を喪失することはできません。

## 2. 任意継続の保険料額

・任意継続の保険料額は、退職時の標準報酬月額または、雪の聖母会健康保険組合が定めた額(平均標準報酬月額)のいずれかの低い額に決定されます。

・勤務していた時の健康保険料については、事業主と被保険者で折半していましたが、任意継続の保険料については、全額任意継続被保険者の自己負担となります。

・任意継続の保険料額については、下記の理由により変更となる場合があります。

### <保険料額が変更される場合>

- (1) 任意継続加入中に40歳になり介護保険被保険者に該当した場合(一般保険料+介護保険料)
- (2) 任意継続加入中に65歳になり介護保険被保険者に該当しなくなった場合
- (3) 健康保険料率または介護保険料率に変更された場合
- (4) 雪の聖母会健康保険組合の健康保険における平均標準報酬月額が変更された場合

## 3. 保険料の納付方法

《保険料の納付方法については、以下のいずれかの方法により納付してください。》

### (1) 納付書にて毎月納付していただく方法

- ・毎月初めに当組合より納付書を送付いたしますので、納付書に記載されている「納付期限」までに納付してください。
- ・「納付期限」は、原則として毎月10日となっておりますが、以下の理由により「納付期限」が10日にならない場合があります。必ず「納付期限」を確認してください。

《納付期限が10日とならない場合》

- ① 当該月の10日が土日・祝日の場合(納付期限は翌営業日)
- ② 初めて保険料を納付する場合(納付期限は保険者が指定した日)

※1 納付書が届かない場合または紛失した場合は、早急に雪の聖母会健康保険組合に連絡してください。

※2 納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することとなります。

なお、初回分の保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者の資格が取り消しとなります。

### (2) 前納にて6ヵ月分または12ヵ月分を納付していただく方法

#### ① 6ヵ月前納を選択した場合

3月から8月に資格取得した場合は、資格取得月の翌月分から9月分までの保険料、9月から翌年2月に資格取得した場合は、資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。

#### ② 12ヵ月前納を選択した場合

資格取得した際に、資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。

※1 保険料を前納にて納付する場合は、保険料が割引きとなります。(年利4分の割引き)

※2 前納の納付期限は、資格取得年月日の属する月の月末となっておりますので、資格取得申出書を提出された時期によっては、前納にて納付することができない場合があります。詳しくは、雪の聖母会健康保険組合までお訊ねください。

### (3) 納付していただく場所

- ・保険料(毎月または前納)の納付は、雪の聖母会健康保険組合より送付された納付書をご利用いただき、銀行窓口(納付期限の午後3時まで)で納付してください。